

しゅわ しょう しゃこみ ゆにけーしょんそくしんいんかい
手話・障がい者コミュニケーション促進委員会

ぎ じ ろく
議 事 録

にちじ ねん がつ にち もく ごご じかいかい
日時：2019年3月28日（木）午後3時開会
ばしょ しちようかくしょう しゃじょうほうせんたー だいかいぎしつ
場所：視聴覚障がい者情報センター 大会議室

1. 開会

○事務局（松浦障がい福祉課長） 定刻となりましたので、これから障がい者コミュニケーション促進委員会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の松浦と申します。この委員会の会長が互選されるまでこの場の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

まずは、日ごろから札幌市の福祉行政に特段のご理解とご協力を皆様にいただいております、この場をおかりしまして、改めて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

そして、このたびは、障がい者コミュニケーション促進委員会の委員にご就任いただき、加えて、この年度末の大変お忙しいところ、このようにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

札幌市では、皆様にご協力いただきながら、昨年度、障がい者コミュニケーション条例と手話言語条例、この二つの条例を制定させていただきました。

現在、これらをもとに障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進、そして、手話が言語であるとの認識のさらなる普及に取り組んでいるところでございます。

条例制定からこれまで約1年が経過しましたが、これからも条例に基づく効果的な取組を進めていくため、皆様からご意見をいただきたいと思ひまして、このような場を設けさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から様々なご発言をいただきながら、そして、いろいろな角度から皆様で意見交換をしていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、以上、ご挨拶でございます。

◎事務局連絡事項

○事務局（松浦 障がい福祉課長） それでは、最初に事務局からお手元にご
ざいます配付資料の確認と進行上のご注意についてご説明させていただきます
す。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 障がい福祉課コミュ
ニケーション支援担当係長の松下でございます。どうぞよろしくお願いいた
します。

まず、皆様のお手元に委嘱状を配付させていただきました。皆様の任期は、
平成32年3月31日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

次に、本日の配付資料について確認させていただきます。

本日の資料は、「障がい者コミュニケーション促進委員会次第」、「委員
名簿」、資料1の「障がい者コミュニケーション促進委員会について」、資
料2の「障がい者コミュニケーション条例及び手話言語条例について」、
資料3の「条例施行後の取組について」、以上5点でございます。

また、ご参考までに、コミュニケーションガイドブック、それから、団体紹
介冊子という二つの冊子を配付させていただきました。

皆様、全ておそろいでしょうか。

次に、会議の進行についてのお願いでございます。

発言の際は、挙手の上、マイクを使っていただき、毎回、所属とお名前をお
っしゃっていただくようお願いいたします。

また、会場には磁気ループを設置しておりますので、対応の補聴器をお使
いの方は、Tモードへの設定をお願いいたします。

事務局からは以上です。

2. 委員自己紹介

○事務局（松浦 障がい福祉課長） 札幌市の松浦でございます。

それでは、今回が最初の会議ということになりますので、皆様から自己紹介
をお願いしたいと存じます。

ほんじつ い いん みなさま ぜんいん しゅっせき はなだいいん ねが
本日、委員の皆様は全員ご出席ということで、まず、花田委員からお願い
できますでしょうか。

はなだいいん はじ さつぼろ し ちゅう と しつちよう なんちようしゃきようかい はなだひろよし
○花田委員 初めまして。札幌市中途失聴・難聴者協会の花田裕芳です。
よろしくお願いいたします。

う えだ い いん ほっかいどう じ へいしやうきようかいかいちよう う えだ
○上田委員 北海道自閉症協会会長の上田でございます。
なんねん まえ こ み ゅ に けー し ょん い いん あらた
何年か前もコミュニケーションの委員をしましたが、改めまして、
よろしくお願いいたします。

いとう い いん さつぼろ し せいしんしやうがいしゃ か ぞくれんごうかい いとう もう ねが
○伊藤委員 札幌市精神障害者家族連合会の伊藤と申します。よろしくお願
いいたします。

まつかわ い いん さつぼろがくいんだいがく まつかわ もう しゆわ しょう しゃ こ み ゅ に けー
○松川委員 札幌学院大学の松川と申します。手話・障がい者コミュニケー
し ょん けんとう い いんかい かいちよう つと
ション検討委員会の会長を務めさせていただいていました。そういう経緯も
あって、この委員会に参加しているところです。よろしくお願いいたします。

たかぎ い いん ちてきしやう じ しゃ おや かい さつぼろして いくせいかい たかぎ
○高木委員 知的障がい児・者の親の会、札幌市手をつなぐ育成会の高木と
もう
申します。

こんかい はじ い いんかい さんか
今回、初めて委員会に参加させていただきます。わからないことだらけです
けれども、どうぞよろしくお願いいたします。

すがわら い いん てんやくほうし かい すがわらひろみ もう せんばい べんきやう
○菅原委員 点訳奉仕むつの会の菅原寛美と申します。先輩から「勉強して
いらっしやい」ということで背中を押されて、きょうこちらに参りました。し
っかり勉強して会のほうにいろいろなことを伝えていきたいと思っております
ので、どうぞよろしくお願いいたします。

たかしま い いん さつぼろちやうかくしやうがいしゃきようかい じ む きよくちやう たかしま もう
○高嶋委員 札幌聴覚障害者協会事務局長の高嶋と申します。よろしく
ねが
お願いいたします。

おおた い いん さつぼろしゆ わ つうやくもんだいけんきゆうかい おおた もう しゆわ しょう しゃ こ
○太田委員 札幌手話通訳問題研究会の太田と申します。手話・障がい者コ
み ゅ に けー し ょん けんとう い いんかい ひ つづ こんかい めんばー
ミュニケーション検討委員会に引き続き、今回もメンバーとさせていただきます
す。よろしくお願いいたします。

とがし い いん さつぼろもう しゃふくしきやうかい とがし ねが
○富樫委員 札幌盲ろう者福祉協会の富樫です。よろしくお願いします。

きくち い いん こんかい はじ ば だ さつぼろ し し かくしやうがい
○菊地委員 今回、初めてこの場に出させていただきます札幌市視覚障
しゃふくしきやうかい こ きくちしん もう
害者福祉協会から来させていただきます菊地信と申します。よろしくお願
い
します。

おかざき いん みな さつぼろ し しんたいしょうがいしゃふく しきょうかい おかざき
○岡崎委員 皆さん、こんにちは。札幌市身体障害者福祉協会の岡崎です。
こんかい はじ いん さんか
今回、初めて委員ということで参加させていただくことになりました。よろしく
ねが
お願いいたします。

すずき いん ようやくひつき つうやくしゃさ ー くる すずきひろこ もう ようやくひつきしゃ たち
○鈴木委員 要約筆記通訳者サークルの鈴木浩子と申します。要約筆記者の立
ば
場では、この委員会に出るのが初めてになります。どうぞよろしくお願いいた
ねが
します。

やま だ いん にほん えーえる えすきょうかいほっかいどう し ぶ うんえい いん やま だ ようへい
○山田委員 日本ALS協会北海道支部で運営委員をしております山田洋平
もう
と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 障がい者コミュニケーション促進委員会について

じむきょく まつうらしょう ふくしかちょう さつぼろし まつうら みなさま
○事務局（松浦障がい福祉課長） 札幌市の松浦です。皆様、ありがとうございました。

しだい ばん いいんかい じむきょく せつめい
それでは、次第の3番になりますが、この委員会について事務局から説明さ
せていただきます。

じむきょく まつしたこ みゆ にけーしょん しえんたんとうかりちょう さつぼろし まつした
○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 札幌市の松下です。
しりょう せつめい
資料の説明をさせていただきます。

しりょう しょう しゃこみゆにけーしょんそくしんいんかい
資料1の「障がい者コミュニケーション促進委員会について」をごらんく
ださい。

しりょう ばんめ いいんかい もくてき しょう とくせい おう こみゆに
まず、資料の1番目の委員会の目的ですが、障がい特性に応じたコミュニ
けーしょん しゅだん りょう そくしん かん じょうれい もと しさく しょう
ケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく施策などについて、障が
しゃとう いけん き もくてき いいんかい ものごと けつ
い者等の意見を聞くことを目的としております。こちらの委員会は、物事を決
てい かいぎ いけん き もくてき かいぎ
定する会議ではなく、さまざまなご意見をお聞きすることが目的の会議となっ
ています。

つぎ いいんかい がいよう
次に、2の委員会の概要についてです。

いいん しょう しゃ しょう しゃ ふくし かん じぎょう じゅうじ もの がくしきけいけん
委員は、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験
しゃとう いしよく
者等のうちから委嘱することとしております。

にんき いしよく ひ よくねんど まつじつ こんかい いしよく
任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとなっており、今回の委嘱について
いしよくじょう ほんじつ がつ にち らいねん がつ にち
は、委嘱状のとおり、本日3月28日から来年の3月31日までとなってお
ります。

かいちょう ふくかいちょう いいん ごせん
会長、副会長につきましては、委員のうちから互選することとしており、
この後にご選出いただきます。

かいぎ
会議につきましては、会長が議長を務めることとしております。

かいぎ こうかいほんじつ かいぎないよう ほーむぺーじとう こうかいほんじつ
会議は公開で、本日の会議内容はホームページ等で公開いたします。本日は
ぜんいん しゅっせき かいぎ しゅっせき こんなん ばあい だいり かつ
全員にご出席いただいておりますが、会議への出席が困難な場合、代理の方
しゅっせき かのう
を出席させることを可能としており
ます。

いんかい がいよう いじょう
委員会の概要については、以上でございます。

じむきょく まつうらしょう ふくしかちょう さっぽろし まつうら
○事務局（松浦障がい福祉課長） 札幌市の松浦でございます。

せつめい しつもん
ただいまの説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。

はつげん もの
（「なし」と発言する者あり）

かいちょう ふくかいちょうごせん 4. 会長・副会長互選

じむきょく まつうらしょう ふくしかちょう つぎ すす
○事務局（松浦障がい福祉課長） それでは、次に進めさせていただきます。

しだい ばんめ かいちょう ふくかいちょう ごせん うつ
次第の4番目の会長・副会長の互選に移ります。

いんかいせつちようこう もと かいちょう ふくかいちょう いん みなさま
委員会設置要綱に基づきまして、会長、そして、副会長は、委員の皆様
ごせん せんいん すいせん いけん
互選により選任させていただくこととなりますので、ご推薦、ご意見などはご
ざいますでしょうか。

おかぎいん はじ いん わたし かいちょう まつかわ
○岡崎委員 初めて委員になっておりますけれども、私からは、会長に松川
せんせい すいせん おも
先生をご推薦したいと思っております。

しゃかいふくし ぞうけい ふか さき はなし しゅわ しょう
社会福祉の造詣も深いですし、また、先ほどお話がありました手話・障が
しゃこみゆにけーしょんけんとういんかい かいちょう
い者コミュニケーション検討委員会の会長をされているということもありま
し せいさく くわ かいちょう てきにん おも
すし、市の政策にも詳しいということで、会長が適任なのかなと思ってお
りますのでご推薦をさせていただきたいと思っております。

ふくかいちょう しょう どうじしゃ
また、副会長もということになりますけれども、障がい当事者のほうがよ
ろしいのかなということもありますので、札幌市中途失聴・難聴者協会の
はなだ すいせん おも
花田さんをご推薦したいと思っております。

はか
お諮りください。

○事務局（松浦障がい福祉課長） ご意見ありがとうございます。

ただいま岡崎委員から、会長に松川委員、そして、副会長に花田委員というご推薦のご意見がありました。皆様、いかがでございますか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（松浦障がい福祉課長） ありがとうございます。

それでは、札幌学院大学の松川先生に会長をお願いいたします。そして、札幌市中途失聴・難聴者協会の花田副会長にこの会の副会長をお引き受けいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長、副会長、恐れ入りますが、お席を用意してございますので、そちらにご移動願えますでしょうか。

〔会長と副会長は所定の席に着く〕

○事務局（松浦障がい福祉課長） それでは、これ以降の進行につきまして、松川会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 障がい者コミュニケーション条例及び手話言語条例について

○松川会長 松川です。それでは、ご指名ですので、会長としてきょうの議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。

先ほど自己紹介のところでも少し触れましたけれども、手話・障がい者コミュニケーション検討委員会の会長として、昨年度務めてまいりました。非常に熱心な議論をして、時間もかけて、難しい局面もありましたけれども、こうして二つの条例の制定にもつながったということは、検討委員会の一員として、まずは素直に喜びたいと思っていたところです。

ただ、言うまでもなく、条例が制定されたからそれで終わりということではなく、この条例に込めた思いであるとか、理念であるとか、そういうことを具体化していくということがこれから大事になってくるのだらうと思っております。

そういう意味では、これからの一年一年が非常に大事になってくると思っておりますし、この委員会に求められる役割というののも大きいのではないかと認識しております。

きょうは1回目の委員会ということでありますけれども、条例制定以降の
取組について、皆さんからご意見をいただき、今後の施策の推進につながって
いくような、そういう委員会にしていければと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に基づいて進めていきたいと思っております。

5番目です。事務局からの説明ということで、よろしくお願いたします。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 札幌市障がい福祉課
の松下でございます。

資料2の「障がい者コミュニケーション条例及び手話言語条例について」
をごらんください。

札幌市では、平成29年度に新たな二つの条例を施行しております。この
条例については、平成27年度から平成29年度まで、手話・障がい者コミ
ュニケーション検討委員会を設置して、条例に盛り込むべき内容等について
意見交換をしながら検討を行ってまいりました。

この検討委員会では、主に手話の言語性についてどのように扱うべきかと
いうことが議論されまして、言語としての手話に関することを含めまして、一
つの条例とすべきとの意見もございましたが、最終的に、障がい者全体の
コミュニケーション手段に関する条例と、言語としての手話に関する条例を
それぞれ制定することといたしました。

それぞれの条例の概要について説明をいたします。

資料の2番目、障がい者コミュニケーション条例の概要についてです。

障がい者コミュニケーション条例は、平成29年10月に市議会において可決
成立しております。正式名称は、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーシ
ョン手段の利用の促進に関する条例です。

この条例の目的ですが、障がい特性に応じた手段により情報を取得した
り、コミュニケーションしたりしやすい環境の整備に関して基本理念などを
定めまして、それぞれのコミュニケーション手段の利用を促進して、もって
共生社会の実現を図ることを目的としております。

つぎ しりょう ばんめ さつぼろししゅわげんごじょうれい がいよう
次に、資料の3番目、札幌市手話言語条例の概要についてです。

しゅわげんごじょうれい へいせい ねん がつ しぎかい かけつせいりつ
手話言語条例は、平成30年3月の市議会において可決成立しております。

じょうれい もくてき しゅわ げんご たい しみん りかい そくしん かん
条例の目的ですが、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関
し、基本理念等を定め、手話が言語であるとの認識を普及することを目的とし
ております。手話については、日本語などの音声言語とは異なる独自の文法体
系を持つ言語であるという点に鑑み、こちらの条例を制定したところでござ
います。

しゅわ りようそくしん いっぱんてき りかいそくしん しょう しゃこみゆにけ
手話の利用促進や一般的な理解促進につきましては、障がい者コミュニケ
ーション条例に含まれるという整理になっております。

しりょう せつめい いじょう
資料の説明は以上でございます。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

いま じょうれい がいよう せつめい
ありがとうございました。今、条例の概要について説明をいただきました
けれども、ご質問等はございませんでしょうか。

はつげん もの
(「なし」と発言する者あり)

6. 意見交換

まつかわかいちょう それでは、この委員会では次の議題がメインになるかと思いま
すけれども、6の意見交換に入りたいと思います。

いま じむきよく せつめい じょうれい とりくみ かん いけん
今、事務局から説明があった条例について、この取組に関してご意見を
いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

じむきよく まつしたこみゆにけーしょんしえんたんとうかかりちょう さつぼろし まつした
○事務局(松下コミュニケーション支援担当係長) 札幌市の松下でござい
ます。

しりょう じょうれいしこうご とりくみ
資料3の「条例施行後の取組について」をごらんください。

しりょう りかいそくしん かん とりくみ こみゆにけーしょん
まず、資料の1、理解促進に関する取組のうち、(1)コミュニケーション
手段に関する普及啓発です。

しょう かた こみゆにけーしょんしゅだん はいりよ ほうほう
まずは、障がいのある方のコミュニケーション手段、配慮の方法などにつ
いて知っていただくことが重要と考えており、各種の普及啓発を実施して
おります。

平成29年12月に、障がい者コミュニケーション条例の施行を記念してイベントを開催しております。

また、平成29年10月以降、広報さっぽろやパンフレット、ポスター等により、条例について周知を図っております。

また、本年3月には、障がいの特性やコミュニケーション方法の概要などをわかりやすくまとめ、ガイドブックとして作成し、配布しております。こちらのガイドブックは、本日配付させていただいたものになっております。

また、これに先立ちまして、市職員向けに市民対応や会議開催の際の配慮などをまとめたハンドブックを作成し、全庁的に周知をしております。

また、コミュニケーションを学ぶ動画というものも作成しております。

これらの普及啓発に関する印刷物等の作成におきましては、本日ご出席の団体の皆様にも内容の確認やご助言をいただいております。この場をおかりしてお礼申し上げます。

次に、(2) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供でございます。

市民の皆様にもまず知っていただくということに加えまして、そこから一歩進んで、学んでいただく、学習していただくということも重要であることから、各種の講座を開催しております。

まず、提案型障がい者コミュニケーション市民講座につきましては、当事者団体等からのご提案に基づきまして、平成30年度は四つの講座を開催しております。講座の運営についても、それぞれの団体に担っていただいております。

まず、1点目は、重度難病患者、重度障がい者を支援するため、ICT機器や口文字などによるコミュニケーションを学ぶ講座を開催しております。

こちらの講座は、意思伝達装置などによるコミュニケーション支援を実施しております。NPO法人 i C a r e ほっかいどう様のご提案に基づく講座でございます。

次の失語症会話支援講座は、失語症者への支援活動を行っております。NPO法人失語症サロンいーたいむ様のご提案に基づき実施した講座で、失語症へ

の理解やコミュニケーションの基礎を学ぶ内容で実施しております。

札幌盲ろう者福祉協会様には、盲ろう者への理解や、手書き文字という手のひらに文字を書くことで伝えるコミュニケーション方法を学ぶ講座をご提案いただき、実施しております。

また、中途失聴・難聴者協会様には、聴覚障がいへの理解と筆談によるサポートなどを学ぶ、聞こえのサポート講習会をご提案いただき、実施しております。

次の項目ですが、手話については、これまでも各区の区民センター等で手話講習会を開催しているところですが、毎週通うのが大変という声もいただいておりますことから、気軽に手話を学ぶことができるミニ手話講座を新たに開催しております。

次に、日本語を習得した後に聴覚障がいとなった中途失聴・難聴者の方向けの手話講座、手話講習会についても新たに開催しております。

次に、障がい福祉サービス事業所職員向けの講座も開催しまして、聴覚障がい、盲ろう、難病等のコミュニケーション支援について学んでいただいたところでございます。

これらの講座の運営におきましても、各団体の皆様のお力添えをいただいたところであり、改めて感謝を申し上げたいと思います。

次に、資料の(3)コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援でございます。

札幌市として、今後も各種の講座を開催していく予定ですが、市民の自主的な取組を促していくということも重要であることから、支援策として実施するものでございます。

項目の一つ目は、平成30年6月から、障がいのある方のコミュニケーションを学ぶための研修会等への講師費用について、上限1万円とする補助を実施しております。平成30年度は1件のご利用がございまして、精神障がいのある方とのコミュニケーションを学ぶための学習会について補助を行っております。

また、障がいのある方のコミュニケーションに関しましては、手話サークルや点訳、音訳を行うボランティア団体など、さまざまな市民団体が活動されております。そういったサークル等の存在がなかなか知られていないという声もいただいておりますので、各団体を紹介するためのパンフレットを作成し、配布しております。こちらのパンフレットが、本日皆様のお手元にお配りさせていただいたものになっております。

次に、資料2番目、利用促進に関する取組でございます。

(1) 利用機会を拡大するための施策についてです。

障がいのある方が、それぞれの状況に応じたコミュニケーション手段をより利用しやすいよう取り組むための施策でございます。

平成29年12月には、各区役所等にタブレット端末を導入いたしました。このタブレット端末を使用して、会話などの音声情報を文字で表示したり、手書きで筆談したりすることができます。音声だけのコミュニケーションが困難な聴覚障がいの方、失語症の方、精神障がい、発達障がいの方などのコミュニケーション支援につながる機能と考えております。また、テレビ電話を使用して遠隔手話通訳を行う機能も、こちらのタブレットは有しております。

次に、意思疎通支援者の広域派遣です。

これは、札幌市外で手話通訳や要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助といった支援を必要とする場合に、札幌市外の現地で活動している支援者を札幌市の通訳者とみなして派遣する仕組みでございます。こちらを平成29年12月から実施しております。

次に、コミュニケーションツール作成補助です。

動画への手話通訳の付与や、飲食店の飲食メニューの点字化、コミュニケーション支援ボードの作成などにお使いいただける補助制度を平成30年度に実施しております。残念ながら、平成30年度において、利用実績はございませんでした。

次に、各区役所保健福祉課に補聴器などによる聞き取りを補助するためのシ

す て む はいち
システムを配置しております。

つぎ こ み ゆ に けー し ょん し えん し ゃ か く ほ ようせい し さ く
次に、(2) コミュニケーション支援者を確保・養成するための施策でござ
います。

しょう かた こ み ゆ に けー し ょん し えん かた か く ほ ようせい
障がいのある方のコミュニケーションを支援する方を確保していく、養成
していく取組が必要と 考 えておりまして、このような取組を行 っ ております。

てんめ きぞんこうざ みなお しゅわつうやくしや ようせいとう
まず、1点目が既存講座の見直しということで、手話通訳者の養成等につな
がる手話講習会などについて、定員の増や会場の見直しといった見直しを行
っております。

こ み ゆ に けー し ょん し えん し ゃ はけん しゅわつうやくしや ようやく
また、コミュニケーション支援者として派遣されております手話通訳者、要約
ひつきしや ほうしょうひ なが す お きじゆん いちぶ
筆記者の報償費について、長く据え置きとなっておりましたが、基準の一部を
かいてい ほんねん がつ ほうしょうひ ぞうがく よてい
改定し、本年4月から報償費を増額する予定でございます。

さいご しりょう しゅわげんごじょうれい もと とりくみ
最後に、資料の3、手話言語条例に基づく取組についてでございます。

しゅわ げんご にんしき ふきゆう しょう しや こ み ゆ に けー
手話が言語であるとの認識の普及につきましては、障がい者コミュニケー
し ょん じょうれい もと とりくみ れんけい じっし ばん
ション条例に基づく取組と連携させながら実施しているところであり、パン
ふれっと でまえこうざ しゅわどうが はいしん とりくみ じっし
フレットや出前講座、手話動画の配信などの取組を実施しているところでござ
います。

しりょう せつめい いじょう
資料の説明は以上です。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。ありがとうございます。

じょうれいし こうご とりくみ せつめい
条例施行後の取組について説明をいただきました。

おお りかいそくしん かん とりくみ りようそくしん かん とりくみ なかみ
大きくは、理解促進に関する取組、利用促進に関する取組、そういう中身に
ついで説明をいただいたところです。

とりくみ だんたい ぶぶん おも
この取組については、それぞれの団体がかかわったという部分もあるかと思
います。そういうことも含めて、どういうことでもよろしいかと思っておりますので、
ご発言をいただければと思います。よろしくお願ひします。

たかしま いん ねが
高嶋委員、お願ひします。

たかしま いん さつぼろちょうかくしょうがいしやきょうかい たかしま
○高嶋委員 札幌聴覚障害者協会の高嶋です。

しつもん ちゅうとしつちょう なんちょうしやしゅわこうしゅうかい こんねんど はじ
質問したいのですが、中途失聴・難聴者手話講習会は今年度から始まっ
たばかりだと思ひますが、どのような内容とカリキュラムなのか、どこで開い

ていらっしゃるのか、^{おし}教えてください。

○^{まつかわかいちょう}松川会 長 ^{まつかわ}松川です。

これは、^{じむきょく}事務局からでよろしいでしょうか。お願いします。

○^{じむきょく}事務局（^{まつしたこみゆにけーしょんしえんたんとうかりちよう}松下コミュニケーション支援担当係 長） ^{さつぼろししやう}札幌市障 がい福祉課
^{まつした}の松下でございます。

^{こんねんど}今年度から^{あら}新たに^{かいし}開始しております^{ちゆうとしつちよう}中途失聴・^{なんちやうしや}難聴者の^{かたむ}方向けの^{しゅわこうしゆう}手話講習
^{かい}会につきましては、^{にじゅうよんけん}二十四軒の^{しんたいしやうがいしやふくしせんたー}身体障害者福祉センターで^{かいさい}開催してございま
^{まいしゆうどようび}す。毎 週土曜日に^{じかんていど}2時間程度で、^{はんとしかんかよ}おおむね半年間通^{まな}っていただ^{こうざ}いて学^{まな}ぶ講座
になっております。

^{こんねんど}今年度開催した^{かいさい}講座は、^{こうざ}入門編として、^{にゆうもんへん}初めて^{はじ}手話を^{しゅわ}学^{まな}ぶ^{かたむ}方向けの^{こうざ}講座と
いうことで、^{あいさつ}挨拶、^{じこしょうかい}自己紹介といった^{にゆうもんへん}入門編の^{しゅわ}手話から^{がくしゆう}学習していただ
いたところでございます。

○^{まつかわかいちょう}松川会 長 ^{まつかわ}松川です。

^{たかしまいいん}高嶋委員、よろしいですか。

○^{たかしまいいん}高嶋委員 わかりました。

○^{まつかわかいちょう}松川会 長 ^{おおた いいん}太田委員、^{ねが}お願いします。

○^{おおた いいん}太田委員 ^{しゅわつうやくもんだいけんきゆうかい}手話通訳問題研究会の^{おおた}太田と^{もう}申します。

^{じやうれい}条例が^{せいてい}制定されて以降、^{いこう}今、^{しょうかい}ご紹介いただいた^{とりくみ}ようなたくさんの^と取組をし
ていただいているということで、^{ほんとう}本当に^{じやうれい}条例が^{せいてい}制定されて^{おも}よかったなと思っ
ております。

^{かん}この間、^{わたし}私 たちも、^{ぜんぶ}全部^{やくしよ}お役所に^{まか}任せ^{たと}っきりではなくて、^{しゅわげん}例えば、手話言
^{ごじやうれい}語 条例が^{せいてい}制定されたということについて、^しみんなにそのことを知^しってもらお
^{さくねん}うということで、^{がつ}昨年^{さつぼろちやうかくしやうがいしやきやうかい}の11月に札幌聴 覚 障害者 協会と^{わたし}私 ども^{さつうけん}札幌通研との
^{ごうどうけんしゆうかい}合同研修会で、^{じやうれい}この^{だい きぼ}条例についての^{がくしゆうかい}大規模な^{ひら}学習会を開いて^{かいいん}会員に^{けいはつ}啓発い
たしました。

^{なか}その中で、^{となり}お 隣 ^{いしかりし}の^{た おかしちやう}石狩市の^こ田岡市長にお越^{みな}しい^{ぞん}いただきまして、皆 さんご存
^{いしかりし}じのように、^{ぜんこく}石狩市というの^{しちやうそん}は全国の^{はじ}市町村で^{しゅわげんごじやうれい}初めて手話言語 条例 ^{せいてい}を制定さ
^しれた市でありまして、^{せんとう}そこの^た先頭に^{げんごじやうれい}立^{せいてい}って言語 条例 ^との^く制定に^た取り組まれた^た田

おかしちょう はなし き
岡市長のお話を聞きました。

たおかしちょう い げんごじょうれい せいてい やくしょ なか くうきかん か
田岡市長が言うには、言語条例が制定されて役所の中の空気感が変わった
というふうにおっしゃられておりました。やはり、役所の中でも、特に職員
なか さいしょ ていこう じょうれい せいてい
の中でも最初はいろいろ抵抗があったそうなのですが、条例が制定さ
いこう しちょうじしん おんど じょうれい ひろ なか しゅわ
れて以降、市長自身が音頭をとって条例を広めていこうとする中で、手話が
じょじょ し しょくいん なか ひろ いま じしゅてき たと
徐々に市の職員の中に広まっていったということで、今では、自主的に、例
えば、きゅうきゆうたいいん しょうぼうたいいん ふつう ぎょうせいしょくいん なか
救急隊員であるとか、消防隊員であるとか、普通の行政職員の中
しゅわ べんきょう うご ひろ はなし
でも手話を勉強しようではないかという動きが広まってきたという話をいた
だきました。

かん ねが
ああ、とってもいいことであるなということを感じまして、これはお願いと
いいですか、ご提案といえますか、今後に向けて、今まで取り組んでいただ
ていあん こんご む いま とく く
いたことに加えて、さらに市の職員さんに対する手話の研修を開いていただけ
くわ し しょくいん たい しゅわ けんしゅう ひら
れば、もっともっと手話が広がるのではないかと、もちろん、自由自在に手話を
しゅわ ひろ じゅうじざい しゅわ
しゃべれるようになるなんてことは、それはもう最初からは無理な話ですけ
さいしょ むり はなし
れども、ひと せつぐうけんしゅう しみん たい せつぐうけんしゅう いかん さいていげん あい
一つの接遇研修、市民に対する接遇研修の一環として、最低限の挨拶
さつていど ひつよう こていど たんご おぼ
程度であるとか、必要な10個程度の単語を覚えてもらうのはいいことでは
ないかなと思っております。

くわ とく かくく ほけんふくしか しゃそうだんいん しょくいん
加えて、特に各区の保健福祉課にろうあ者相談員という職員がおり、そこ
しや まいにち とく く やくしょ
にやってくるろうあ者も毎日たくさんいるわけですが、特に区役所の
ばあい ふくしかんけい しょくば ほけんふくしか ほけんねんきんか ほごか
場合、福祉関係の職場、保健福祉課、保険年金課、保護課、そういったところ
しょくいん む とく じゅうてんてき せつぐうけんしゅう はんい かんたん しゅわ おぼ
の職員向けに特に重点的に接遇研修の範囲で簡単な手話を覚えてもらうと
とりくみ えいきょう おお
いう取組をしていただければ、その影響はすごく大きなものになるのではな
おも ねが
いかと思っております。そういうお願いです。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

だいへん ぐたいてき ていあん おも しょくいんむ
大変ありがとうございます。具体的な提案だったかと思えます。職員向けの
けんしゅう ひら たぶん しゅわ げんご
研修を開いていただきたいということで、多分、手話が言語であるというこ
ふきゅう あ し しょくいん せんとう き ひつよう
とを普及していくに当たって、やはり、市の職員が先頭を切っていく必要が
あつていき おも
あるのではないかと、そういう提起でもあったかなと思えます。

きょうは、ここで何かを決めるということではないのですけれども、今の太田委員の提案、意見、要望について、もし事務局のほうで何かお答えできる場所があれば、答えていただければと思います。どうでしょうか。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 札幌市障がい福祉課の松下でございます。

太田委員から、ただいま市の職員向けの手話の研修といったものを行うてはどうかというご提案をいただきました。

現状では、まだ職員向けの手話の研修といった取組は行っておりません。現状で市職員向けに行った取組としましては、先ほどご紹介させていただいた職員向けのハンドブックの中で、配慮の事例、それから、障がいの特性について学んでもらう、知ってもらうというような取組を行ったところでございます。

ただいまいただいた意見の部分につきましては、今後の施策を組み立てていく上で参考とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○松川会長 では、太田委員、続けてお願いします。

○太田委員 ありがとうございます。ぜひご検討いただければと思うのですが、ちなみに、私が、その昔、障がい福祉課にいた当時、市の新規採用職員の研修、職員研修所で採用時の研修のときに手話を覚えてもらうという時間をとってもらっていた時期が一期あったのですよね。二、三年ぐらいは続きましたでしょうか。長くは続かなかったのですけれども、そのこと自体は、そのとき研修いただいた新規の採用の職員、特にフレッシュな気持ちでこれから市の職員としてやっていこうという感性には非常にフレッシュに受けとめていただいたようで、とてもいい研修でしたなどというお言葉もいただいたことがありまして、そういう意味では非常に好評ではないかなと思っております。

もう一つ、今お願い申し上げたのは、要するにコミュニケーション支援の部分のお願いですが、手話言語の部分では、例えば、手話が言語であるよという認識を普及する、これが条例の目的なわけですが、例えば、お医者さ

ん、特に耳鼻科関係のお医者さんに対するアプローチといいますかね。新しく赤ちゃんが生まれたときに、聴覚に障がいがありそうだというとき、もちろん医学的アプローチは当然していくわけですが、だからといって、当初は親御さんとしては当然ショックは受けるのでしょうか、そのショックが継続した絶望につながらないように、ちゃんと手話という言葉があるんだよ、手話という言葉で社会生活をやっている人がたくさんいるんだよというアプローチも、札幌市として医師会に対する啓発もあってもいいのかなと思います。どうしても、耳鼻科のお医者さんですと、医学的アプローチのみで終わってしまうというところが懸念されるからです。

もちろん、それは、直接、聾学校は道の管轄にはなるのですが、札幌市内にも聾学校はありますから、聾学校の特にPTA、親御さんに対する、そういった手話という言葉もあって、覚えるとコミュニケーションが広がりますよ、心配ありませんよ、こういう言葉があるんですよという啓発も非常に有効なのではないかと思います。

最近の傾向として、聴覚に障がいを持ったお子さんが学校に入る際に、普通校に通わせるという例がふえてきているそうですけれども、今は、補聴器の発達で、ある程度周りの配慮があればやっつけられる子の数はふえているそうです。ところが、それはあくまでも学校生活の範囲の中で、いざ社会に出ると、周りは学校と同じような配慮はしてくれない。それで、やはり社会に出た後に孤立してしまう。

一方で、実は、手話でもって生活しているろうのコミュニティーがあるんだよということが小さいころからわかっているならば、手話も覚える。日本語も覚える。この二つを覚えることによって、より豊かな社会生活を送れるよという啓発もできるのではないかと。これは、非常に子どもの将来についても大事なことで、だというふうに思っていますので、手話が言語であるという認識について、親御さん、そして、お医者さんに理解していただけるようなアプローチも、この条例を武器にして、いろいろなアプローチができるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

おおたいいん ひじょう だいじ してき おも
太田委員、ありがとうございます。非常に大事なご指摘だったろうと思いま
す。

じょうれい めざ しゃかい きょうせいしゃかい かた めざ
条例が目指すところは、そういう社会、共生社会のあり方を目指していこ
うということにありますから、そういうことも念頭に置きながら、目標に置
きながら進めていくことが大事かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

たかしまいいん ねが
高嶋委員、お願いします。

たかしまいいん ちょうかくしょうがいしゃきょうかい たかしま もう
○高嶋委員 聴覚障害者協会の高嶋と申します。

おおたいいん はな くやくしょしょくいん しゅわ おぼ りかい
太田委員がお話したとおり、区役所職員が手話を覚え、理解してくれる
ことはいいことです。特に、窓口については、ろう者が来た場合については筆
談ということになります。筆談で長文で書かれると、後で待っている方もた
くさんいるとご迷惑になりますし、気も使うことになりますので、必ず言う
言葉が決まっている、パターン化されている言葉等が用意されていて、そこを
指で示したり、あっという間に理解し合えるような手段、共通化したらどうか
なというふうに思えます。これは要望です。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

たかしまいいん ぐたいてき ようぼう う
高嶋委員、ありがとうございます。具体的な要望として、受けておきたいと
思えます。

ほかにいかがでしょうか。

おかざき いん ねが
岡崎委員、お願いします。

おかざき いん しんしょうきょうかい おかざき ねが
○岡崎委員 身障協会のおかざきです。よろしくお願いいたします。

まず、3点ほどお聞きしたいと思えます。

いま うけつけ しゅわ しょくいん はなし しょう
今ほど受付で手話を職員がというお話もあったのですけれども、障がい
福祉課のほうにろうあ者相談員がいるということですが、ろうあ者相談員の例
えば窓口への派遣というのですか、手話のわかる人を呼んでくださいとかとい
うようなことはまずあるのかどうかということと、そういうお手伝いをする場
面があるのかということです。

また、ちょっと別の観点ですけれども、この資料の3ページにありますコミュニケーションツール作成補助というのが、平成30年6月からということですが、0件ということで補助の申請がなかったということなのですから、こちらのほうのなぜなかったのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、その上にありますコミュニケーション支援システム、タブレットの導入というところですが、こちらのほうは、聴覚障がいの方にどのように案内されていて、どういうところに設置されているのかというのが、どのような広報方法でされているのかということをお聞きしたいと思っております。

こちらのほうは身障福祉センターにも設置してありますけれども、あまり使われているような雰囲気がないので、もう少し頻繁に使われるようなことがあるのか、それとも、あることを知らないのか、その辺の設置されている場所の聴覚障がい者への広報の方法なんかをお聞きしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○松川会長 松川です。

3点質問だったかと思っております。事務局のほうでよろしいですか。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 札幌市障がい福祉課の松下でございます。

ご質問のまず1点目のろうあ者相談員についてでございます。

ろうあ者相談員というのが、各区役所に1名ずつ配置されております聴覚障がいのある方の相談に応じる非常勤職員でございます。この方は各区の保健福祉課にいる職員ですが、相談に来られる方々のご要望に応じまして、いろいろな窓口にご同伴して各種の手続をサポートしたりというようなことも行っております。ただ、各ろうあ者相談員も聴覚障がいのある当事者ということもありまして、聞いて、それを手話にして通訳するということはちょっと難しいのですが、同じ聴覚障がいがあるという立場からサポートをするということを行っております。

2点目は、コミュニケーションツール作成補助について件数が0件だった、

これについての要因^{よういん}ということでございました。

要因^{よういん}としては、大きく二つあるかなと思います。まず1点は、この補助^{てん}制度^{ほじょせいど}についてまだ知られていないということが一つ挙げられるか^{ひと}かと思^{おも}います。こちらの補助^{ほじょせいど}制度^{せいど}について、パンフレット^{ばんふれっと}とか、ホームページ^{ほむぺーじ}とか、広報^{こうほう}冊子^{さつし}等々^{とうとう}でご紹介^{しょうかい}させていただいたところですが、まだまだ市民^{しみん}の皆様^{みなさま}への浸透^{しんとう}が少^{すく}ないのかなというのが1点^{てん}ございます。

また、もう一つの要因^{ひと}としましては、なかなか、各企業^{かくきぎょう}さんだったり、飲食^{いんしょく}店^{てん}というところで、障^{しょう}がいのある方^{かた}に配慮^{はいりょ}をして何か取組^{なにとりくみ}をしようという機運^{きうん}の高まり^{たか}という部分^{ぶぶん}がまだ不足^{ふそく}しているのかなということも感じ^{かん}ているところ^{ところ}でございまして、そういったところも含^{ふく}めて、現状^{げんじょう}の課題^{かだい}ということ^{こと}で認識^{にんしき}をして^{して}いるところ^{ところ}でございまして。

3点目^{てんめ}のコミュニケーショ^{こみゆにけーしょん}ン支援^{しえん}システム^{しすてむ}、タブレ^{たぶ}ット^{れっと}についてです。

合計^{ごうけい}16台^{だい}配置^{はいち}している配置^{はいち}先^{さき}なのですが、各区^{かくく}役所^{やくしょ}の保健^{ほけん}福祉^{ふくしか}課^か、市役所^{しやくしょ}3階^{かい}の障^{しょう}がい福祉^{ふくしか}課^か、こちらの視聴^{しちよう}覚障^{かくしやう}がい者^{しやじやう}情報^{ほうせん}センタ^ーー、身体^{しんたい}障^{しょう}害者^{がいしや}福祉^{ふくし}センタ^ーー、あとは消費^{しょうひ}者^{しやせん}センタ^ーーに配置^{はいち}をしております。

現状^{げんじょう}では、なかなか聴^{ちよう}覚^{かくしやう}障^{かた}がい^{つか}の方が使^{つか}われていること^{こと}が少^{すく}ないのでは^{では}ないかというご指摘^{してき}でした。現状^{げんじょう}では、各区^{かくく}、先^{さき}ほどご説明^{せつめい}差^さし上げ^あましたろうあ者^{しや}相談^{そうだん}員^{いん}が手話^{しゅわ}で通^{つう}信^{しん}をする、意思^{いし}疎^そ通^{つう}をするというよう^{よう}なところ^{ところ}がメ^めー^んンで、件数^{けんすう}的^{てき}には一番^{いちばん}多^{おほ}く使^{つか}われているという状^{じやう}況^{きやう}でございまして。

広報^{こうほう}につきましては、導^{どう}入^{にゅう}当初^{とうしよ}に広^{こう}報^{ほう}さ^{さい}っぽろに掲^{けい}載^{さい}させて^{して}いただいたり、ホ^ほー^むペ^ージ^じに掲^{けい}載^{さい}させて^{して}いただくというよう^{よう}なところ^{ところ}を行^{おこな}っているのですが、利^り用^{りよう}が少^{すく}ないというこ^{こと}は取^{とり}組^{ぐみ}が不^ふ足^{そく}しているというこ^{こと}かなと思^{おも}います。

現在^{げんざい}考^{かんが}えているのが、聴^{ちよう}覚^{かくしやう}障^{かた}がい^みのある方^{かた}が見^みられる広^{こう}報^{ほう}媒^{ばい}体^{たい}として、手話^{しゅわ}動^{どう}画^がという札幌^{さっぽろ}市^し政^{せい}に關^{かん}するお知^しら^らせを^を手話^{しゅわ}や字^じ幕^{まく}をつ^つけて配^{はい}信^{しん}しているというもの^{もの}がござい^いますので、そうい^いったもの^{もの}でも今^{こん}後^ご広^{こう}報^{ほう}を行^{おこな}いたい^{たい}な^なと^というこ^{こと}で考^{かんが}えているところ^{ところ}でござい^います。

○松川^{まつかわ}会^{かい}長^{ちやう} 松川^{まつかわ}です。

岡崎^{おかざき}委^い員^{いん}、い^いか^かが^がで^でし^しょう^{しょう}か。

○岡崎委員 わかりました。

私どもの施設、身障福祉センターからは、札幌協さんのほうに老人部の方とかそういう方がいろいろ手続に行ったり来たりできないので、そういう場面に使っているところは見ておりますけれども、以前はパソコンを置いていて、置いてあるのがわかりやすいというか、大きい機械でしたから、わかりやすいというところもあったのですが、タブレットになってからは、なかなか使い方に苦労されているところも拝見しています。それで、何回も使えば、多分上手になるのだろうなというところはあるので、何とかたくさんの方が使っていただけのような何か工夫を、施設側としても、また、市側としても考えていく必要があるのかなと思って、ちょっと発言をさせていただきました。ありがとうございます。

○松川会長 松川です。

そのタブレットが使い切れていないというのは、タブレットの操作そのものがわかりにくいという理由でしょうか。

○岡崎委員 操作もそうですけれども、特に施設ではそういった端末がありますよというポスター的なものは張りつけをしていないので、施設側として、そういうことをしていいのかということも含めて、あとは、そういう使う対象の方がそれを見ないとわからないということではなくて、こういうところに行ったらあるのだということを感じの中、頭の中に置いている必要があると思うのです。それには、やはり、ちゃんとした広報が必要なのだろうなというふうに思っておりますので、そういう意味での発言でございます。

○松川会長 松川です。

ありがとうございます。このいろいろなツールの利用機会を拡大していこうということで、具体的な施策として取組があるのでありますが、それがなかなか知られていないとか、そういう中で十分使われていないということがあるのだろうと思えます。

非常にもったいないというか、使える状況はあるわけですから、それをいかに使ってもらおうかということが大事になるのだろうと思うのですね。

そういう意味では、やっぱり、広報の仕方とかそういう課題もあるのかなとおも
思うのですけれども、そこにかかわってでもいいですし、ほかのことでいい
ですけれども、いろいろご発言いただければと思いますので、よろしくお願
いします。

広報を知っていただくという点では、例えば、手話勉強会もそうですし、
各種コミュニケーションに関する講座を一生懸命開催しておられるわけ
ですけれども、そういう中で、参加していただける方がどういう状況なの
だろうとか、講習会を運営していく中で何か課題に感じていることとか、
そういうことをぜひ出していただければいいのかなと思っていますが、どう
でしょうか。

高嶋委員、お願いいたします。

○高嶋委員 聴覚障害者協会、高嶋と申します。

手話講習会、中級手話講習会を開催しておりますが、昨年5月までは広報
さっぽろに案内を掲載しておりました。それを見ることができました。広報
さっぽろに掲載することが、掲載が難しくなる一つの方法として、やはり、
札幌市民の皆さんの知らないということが多いと思います。正直言うと、
中失協会の主催のそういった手話講習会の開催を私どもは知りませんでした。
やはり、PRがなかったかなと私は思います。できれば、そういった関係の
内容は、講習会が開催されますよと強くPRし、ホームページ等でア
ピールしてほしいと思います。

問い合わせが多いです。事務局に対して、「耳が聞こえなくなりました。
途中で手話を習いたいのですが、どこかありませんか。」という問い合わせ
があります。「中失協会がありますよ。」とご紹介することもあります
が、行くことが難しいのです、できれば手話講習会に通いたいとおし
やる方もいます。できれば、そういった中失協会さんのPRをもっと
すれば、たくさんの方が行かれるのではないのでしょうか。できれば、
手話がそういった意味で広がっていくことを望みます。

もう一点、ひっかかることがあります。札幌市の小学校、中学校、高校が

あります。ほとんど、聾学校では幼少のころにインテグレーションをし、普通校に通う児童がふえています。補聴器をつけると聞こえるということは決まっているわけではありません。なぜかという、補聴器を装置していても、声をきれいに聞くことが難しく、ざわざわとしたように聞こえることになるのですね。できれば、学校の先生方、皆さんもろう者に対する手話、そういったコミュニケーション支援が必要ではないかと思ひます。

障がい福祉課の担当ではないと思ひますけれども、できれば札幌市の教育委員会も一緒にこのあたりを考へていただければと思ひます。どうでしょうか。手話言語条例とコミュニケーション条例があります。この取組を積極的に札幌市も行ってほしいと思ひております。

○松川会長 松川です。

高嶋委員、ありがとうございます。

1点目は、やはり広報の仕方、周知の仕方ということに関して、現状、これがどういふふうになっているかというのを、わかる範囲で事務局からぜひお答えいただければと思ひます。

2点目については、教育現場に対してこの手話ということをどういふふう普及していくのかという課題で、先ほどの太田委員のご発言とも重なるところがあるかと思ひます。これは、今後のこの条例を進めていく上での課題として、そういうことも念頭に置きながら進めていくことが重要になるのだらうと思ひます。

1点目の広報とか周知の仕方というのが現状どうなっているかというあたりを、もしお答えできればお願いしたいと思ひますので、よろしいですか。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 札幌市障がい福祉課の松下です。

先ほどご案内がありましたとおり、広報さっぽろは昨年リニューアルされておひまして、冒頭の特集記事の部分を強化する、その一方で、全体的な情報量を減らすというようになりリニューアルが行われております。

その一環として、毎月掲載されていたイベント情報が掲載されなくなったということがございました。手話講習会等のご案内については、例年、そのイベント情報に掲載をしておりました。また、要約筆記者の養成講座の募集というようなところもそちらに掲載していたのですが、全庁的なルールということでそちらに掲載できなくなったというのが一つ大きな課題としてございます。

非常に広報として大きな力のある広報さっぽろという部分が利用できなくなったということで、我々としてもいろいろなところを工夫してやっていかなければいけないなということで考えているところでして、ことしは手話に関する講座等を簡単なポスターにまとめて地下鉄の駅に張り出すとか、あとは、先日、札幌市の公式ツイッターアカウントからツイートをさせていただくとかというような新たな取組を進めております。

そういったところも含めて、いろいろな媒体を活用して広報を行っていきたいと考えておりますし、皆様のほうからも、何かこういう媒体もあるということをご助言いただければ、そういったものも活用させていただきたいと思っております。

2点目は、学校の先生たちが手話についての理解をきちんと深めてという点でございました。

教職員向けの手話を学ぶ講座というのが、実は毎年開催されておまして、簡単に学んでいただくというようなところまではやっているのですが、なかなか全ての教職員向けに全体的にというところまでは進んでいない現状かなと思っております。

先ほど、これは保健福祉課の所管ではないと思うけれどもということでのご指摘もありましたが、あくまでも条例は障がい保健福祉部だけで対応するものではありませんので、札幌市全体としてどのような対応ができるのか、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○松川会長 松川です。

ありがとうございました。

たかしまいいん
高嶋委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

たかしまいいん
○高嶋委員 はい。

まつかわかいちょう おおたいいん ねが
○松川会長 では、太田委員、お願いします。

おおたいいん しゅわつうやくもんだいけんきゅうかい おおた
○太田委員 手話通訳問題研究会の太田です。

いま まつしたかかりちょう はなし くわ き てん
今の松川係長のお話でちょっと詳しくお聞きしたいことが1点ありまし
て、教職員向けの手話の研修会きょうしよくいんむ しゅわ けんしゅうかいと講習会こうしゅうかい ひらなどが開かれています
ということなのですが、実は私わたしは初耳はつみみなもので、どのような形かたちで誰だれが
講師こうしを務めておられるのでしょうかということです。

まつかわかいちょう じむきょく
○松川会長 事務局、よろしいですか。

じむきょく まつした こみゆ に けーしょん しえんたんとうかかりちょう さっぽろししょう ふくしか
○事務局(松川コミュニケーション支援担当係長) 札幌市障がい福祉課、
まつした
松川でございます。

わたし けんしゅうかい さんか くわ ないよう はあく
私もその研修会に参加したことがなくて、詳しい内容については把握して
いないのですが、札幌市教育委員会さっぽろしきょういくいいんかいからは、札幌聴覚障害者協会さっぽろちょうかくしょうがいしやきょうかいさんのほ
うから講師こうしをお招きして研修けんしゅうを行っているということでお話はなしをお伺いして
おります。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 よろしいですか。松川です。

いま かんけい さき いちばん たかしまいいん しつもん
今のことに関係して、先ほど一番はじめに高嶋委員からも質問があったので
すけれども、中途失聴・難聴者手話講習会ちゅうとしつちょう なんちようしゃしゅわこうしゅうかい、これがどういう形かたちで開かれて
いるのかとか、今の太田委員の教員向けの手話講習会いま おおたいいん きょういんむ しゅわこうしゅうかいについての質問もそう
なのですけれども、ちょっと確認かくにんしたいのは、こういう講習会こうしゅうかいというのは、
ある程度、統一的にやったほうがいいという思いがある中での質問だったかど
うか。また一方では、こういうコミュニケーションいっぽう こみゆにけーしょんというのは、いろいろな形かたち
で広がっていけばいいので、誰だれがやってもいいのではないかという考え方も
あるかなとも思うのですけれども、そのあたりのところで、ちょっと、お二方ふたかた
に質問の意図しつもん いとがどうだったかというのを教えてもらっていいですか。

おおたいいん しゅわつうやくもんだいけんきゅうかい おおた
○太田委員 手話通訳問題研究会の太田です。

さき こうほう りにゆーある しゅわこうしゅうかいとうとう さっぽろし しゅ
先ほどの広報さっぽろのリニューアルでもって手話講習会等々の札幌市の手
わふきゅうじぎょう ぼしゅう けいさい
話普及事業の募集が掲載できなくなってしまったということですが、それは

もう障がい福祉課だけの都合ではなしに全庁的なルールということですから、
こういう時代ですからやむを得ないと思います。

今回、障がい福祉課さんが機転をきかせて、札幌市の公式ツイッターでその講習会の募集を載せていただいたということもあって、なるほど、こういう手もあったのかと思いました。ただ、札幌市の公式ツイッターのフォロワーが、今10万人ちょっとぐらいですかね。広報さっぽろですと、150万部ぐらいは発行していたのでしょうか。それから比べると、まだまだこれからだなと思います。

ですから、そういったいろいろな、先ほどの中途失聴・難聴者さん向けの手話講習会のことは札幌聴覚障害者協会では知らない。そういった情報の共有化といいますかね。せっかくいいことをやっているのだから、そのいいことはこちらも知っておけば、いろいろな問い合わせがあったときに、あっちでこういうことをやっていますよということをスムーズに紹介することもできるといって、いろいろな情報の共有化が見やすいフォーマットの中で図られると、すごくいいのではないかと思います。

その中で、あっ、なるほど、学校の先生も手話の勉強をしているんだということが広がると、あっ、学校の先生もやっているんだみたいな受けとめ方が広がっていくと、やっぱり、情報は発信し、かつ、それを共有化することによって価値が高まっていくのかなというふうな意図での質問でした。

○松川会長 松川です。

ありがとうございます。よくわかりました。関係団体間での情報の共有ということも十分ではないということですね。ちょっと検討していく余地があるのかなと思って聞いていました。

また一方で、やっぱり市民向けの周知の仕方というところで、確かに今の時代、いろいろな媒体を使っただけの情報の発信の仕方というものはあるわけですが、ただ、ちょっと個人的に気になるのは、広報さっぽろの編集の仕方、方針が変更されたことによってイベント情報が載らないというところで、ちょっと残念だなという気が個人的にはしています。

わたし さっぽろしみん ではないのですけれども、広報さっぽろというのは各戸に配られるものですよね。そういうところに、こういうちょっとしたイベントが載っているか載っていないかというのは結構大きいような気がしていて、ちょっと、条例を踏まえて、広報さっぽろの情報の載せ方についてどうにかならないかというところを、要望として一つ、会長の立場ではありますけれども、述べておきたいとおもいます。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 要約筆記通訳者サークルふきのとうの鈴木でございます。

今回、ガイドブックや関連する団体のご紹介の冊子をつくっていただきまして、ありがとうございます。こういったものは、やはり内容がアップデートされないと意味がなくなるとおもいます。特に、団体なんかにつきましては、やはり情報発信の方法が変わったり、すごく端的に言えばホームページが変わったりとか、代表者が変わったりとかがありまして、結構、実は小まめにアップデートが必要ではないかなと思っているのですが、こういった配布物の資料の更新は、今後どういう方針で運営されていくのかをお聞きしたいとおもいます。よろしくおねがいします。

○松川会長 事務局、おねがいします。

○事務局（松下コミュニケーション支援担当係長） 札幌市障がい福祉課の松下でございます。

本日配付させていただきました、まずガイドブックにつきまして、こちらについては、一定程度、普遍的な内容を記載させていただいたかなとは思っておりますが、増刷のタイミング等で修正を加えるということも可能かと考えておりますので、お気づきの点がございましたら、随時ご意見をいただきまして、その内容も検討して反映させながらガイドブックをよりよいものにしていきたいとおもいます。

それから、紹介冊子のほうにつきましては、やっぱり、今ご指摘いただきましたように、毎年度ホームページが変わったり、活動時間が変わったり、代表の方が変わったり、名称が変わったり、それから、新しく載せてほしいとい

うことで、新しい団体さんがこれからふえるということも考えられますので、こちらの紹介冊子につきましては、できるだけ毎年度更新したいなというふうに考えているところでございます。

○松川会長 松川です。

ありがとうございます。よろしいですか。

ちょっと関係してというか、要約筆記の取組を進めているという観点で、条例の取組として、3ページのところにコミュニケーション支援者を確保・養成するための施策というところがあって、平成31年4月から報償費を見直していくということが取組としてあるのですけれども、例えば、こういう点に関して、ふきのとうさんとしてどういうふうに考えているかとか、そこについての要望があるかとか、そのあたりはいかがでしょうか。

○鈴木委員 ふきのとうの鈴木でございます。

今のご質問は、恐らく札幌市の要約筆記者という立場でお答えしたほうがいいと思いますので、サークルとしての考えとかではなくて、あくまでも札幌市に登録している要約筆記者の一人ということでお答えしたいと思います。

まず、報償費の見直しというのが平成31年4月から実施ということで、それに向けて、つい先日、札幌市の要約筆記者全員に通達をいただきまして、今までと比べますと、随分ご検討いただいた内容になっておりました。

それから、養成講座につきましては、やはり、昨年度は広報に載せられなかったということで非常に見通しが暗い状態だったのですが、直前に道新に新聞の記事ということで要約筆記者が必要だという記事が載りまして、それをごらんになった方が大勢受講していただきまして、受講者は例年の3倍ぐらいの数で一応終わっております。

ただ、これはちょうどタイミングよく新聞に記事が載ったということで、ことしまた同じタイミングで記事が載るといったことはちょっと考えられないので、ことしについては、また課題かなと思っております。

要約筆記者としては、例えば、養成講座が平日の日中に行われております。そうしますと、今、常勤でお仕事をされている方とかは受講できないですね。

それで、ある程度若い方で気持ちがあつてという方が、なかなか来られない。さらに、何とかして養成講座を出られても、要約筆記通訳をする人というだけでは常勤のお仕事としては生活はやっていけませんので、やはり別のお仕事をされている方あるいは主婦の方ということになりますので、十分な人手は確保するのが難しいかなというのが現状ではないかなと思っております。

私自身がこの派遣事業の受託者ではありませんので、あくまでも要約筆記者として現場を見ているということでのお話になりますが、専任の通訳者とか、そういった要約筆記に関しましては専任の通訳者というのではありませんので、本当に要約筆記を必要とされている方に対してどれだけ行き渡るサービスが提供できているのかというのは、よくわからないのが現状かと思っております。

○松川会長 松川です。

ありがとうございました。

一つ、身分というか、要約筆記だけで生活するというのは難しい状況の中で、どういうふうにな材を養成して確保していくかという非常に難しい課題があるなということかと思っております。

ちなみに、道新に載せていただいたというのは、サークルのほうからお願いしてではなく、身障協会のほうから……。

○岡崎委員 お話ししていいでしょうか。

さっぽろしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい 札幌市身体障害者福祉協会の岡崎です。

この要約筆記を札幌市から受託しているのは身障福祉協会でありまして、今年度、平成30年度に、こういったコミュニケーションに対しての取組ももう少し皆さんに知っていただきたいということで、私どものほうから道新に投げ込みをさせていただいております。このままですと、この要約筆記者は、全国統一試験を受けて合格した人がそういった要約筆記者になるわけなのですが、なかなか受けた方全員がその試験に受かるわけではないものですから、もっとたくさんの方に知っていただいて、こういった要約筆記者が必要な障がいの方がいるのだということにもっと興味を持っていただきたいということもあって、道新に投げ込みをしております。

その結果、申し込みは六十数名が合ったのですけれども、説明会をしてから決めてくださいねということで説明会をして、大体半分ぐらいの方が残ってくださって、大体二十四、五名の方がその統一試験をことしの2月17日に受けてくださったのですね。

それで、できれば平成31年度も、形はどういう形になるかわかりませんが、市民の方にこういった要約筆記者が必要だということをお知らせして受講していただき、活動していただきたいなと思っております。

これが、今、試験等で受からないと、なかなか活動というのが難しい状況になっておりますので、このままいってしまうとやめる方が多くなって、いろいろな家庭の事情とかそういったことで少なくなると派遣ができないという状況に陥りますので、そこはぜひ改善していきたいということで、事務局は今いろいろな情報の発信をしようということで頑張っております。

以上、お知らせしておきます。

○松川会長 松川です。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

当事者団体の提案に基づく講座なんかも開催されていますけれども、そういった講座にかかわった中で、何かご発言はありますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 ちょっと内容と違うのかもしれないのですけれども、札幌市精神障害者家族連合会の伊藤と申します。

札家連と言っているのですけれども、札家連では、市民を対象とした精神療養講座というのを月に1回開催している状況です。

先ほどもおっしゃっていた広報さっぽろで毎月お知らせさせていただいたという状況はあったのですけれども、そういった部分も厳しくなったというところで、道新の週に2回配布されるもので、ちょっと名称は忘れましたが、10区（トーク）というのでしょうか、そういう案内の一覧というか、そういったところがあるので、札家連では、そういったものを利用させていただ

いて、広報として、周知媒体というか、そういった意味では利用させていただいているという状況があります。

一応、ちょっと報告という感じで発言させていただきました。

○松川会長 松川です。

伊藤委員、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと時間も押してきてしまっているのですが、発言しておられない方は、ぜひ何か要望等があればお願いできればと思います。

高木委員、お願いします。

○高木委員 札幌市手をつなぐ育成会の高木です。

私どもは、知的障がい児・者の親の団体ですので、本人の困り感とかというのをやっぱり代弁していかなければいけない団体です。

私たちの団体の中に、知的障がい者、発達障がい者の方を理解していただく啓発をしているグループがありまして、できて3年ぐらいになるのですが、札幌市の障がい福祉課の市民研修会のときに講師として呼んでいただいたり、あとは、道の育成会のほうの研修会などにも講師として招かれていたりしています。

先日、小学校にも呼んでいただきまして、児童を対象として講座を開かせていただきました。その中で感じたのですが、やはり、私たちの子どもは小さいときからいろいろなタイプの子がいるのだということを、健常の子、障がいの子にかかわりなく、やっぱり知っていかなきゃいけないんじゃないんだろうかと感じまして、ちょっと障がい福祉課とは違うかもしれないのですが、ぜひとも私たちの講座を小学生にも見ていただきたいですし、その保護者の方にも見ていただきたいです。

また、市民の方にも、知的障がいというのは、やはり外見からはわからない障がい、困り感というのがたくさんあります。その困り感を、疑似体験を通して皆さんに理解していただくような講座になっておりますので、こういう講座もあるのだよということを皆さんに知っていただきたいですし、何か広報でき

る機会があったらよろしくお願いいたします。

○松川会長 松川です。

高木委員、ありがとうございました。

では、高嶋委員、お願いします。

○高嶋委員 札幌聴覚障害者協会、高嶋です。

要望です。北海道、札幌市には観光客が多いです。

札幌市は、ほとんど施設の観光地、スポーツ、大倉山ジャンプ台とか、時計台など、いろいろなところがあります。そこに、ろう者対象の字幕でお知らせが少ないです。つまり文字が小さい。

経費がかかるかと思えますけれども、今、時代とともにICTもありますので、PR、例えばQRコード、こういった音声で取り上げて内容が理解できるような、字幕バージョンとか動画バージョンとか、QRコードから情報を入手して、それぞれのスマホ、タブレットで見られるというような、今、時代は変わってきていると思えますし、技術も進んできていると思えます。観光客が不便だということがないように、手話言語条例、聴覚障がい関係、そういった意味で条例の制定があるので取組をしてほしいなと思えます。

福祉課の担当ではなく、観光の部署に働きかけをお願いしたいと思えます。

○松川会長 松川です。

観光客に対しての対応という点で、大事な指摘だと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

上田委員、お願いします。

○上田委員 北海道自閉症協会の上田でございます。

意見ではないのですが、毎年、ここでコマーシャルさせていただいております。

4月2日は、世界自閉症啓発デーでございます。

多分育成会さんもそのときに出ますよね。4月2日、新札幌のサンピアザの

した おお ひろ ば さくひんてんじ さっぽろししょう ふくしか きょうりよく
下の大きな広場で、作品展示と、それから、札幌市障がい福祉課も協力し
ていただけますか、いろいろな方の作品も出ますし、パンフレットとか、
リーフレットもたくさん出ております。平日ですので、ぜひおいでくださいと
もなかなか言えないのですけれども、あの辺に行きましたら、ちょっと下にお
りていただいて、見ていただきたいなと思います。

えいぎょうじかん ごご じ ねが
営業時間は午後6時までやっておりますので、よろしく願いいたします。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

ありがとうございます。

とがしいいん ねが
富樫委員、お願いします。

とがしいいん もう きょう とがし
○富樫委員 盲ろう協の富樫です。

わたし じゅこうしゃ もう しゃ し よ
私たちは、受講者にすごく盲ろう者のことを知ってもらって良かったです。

じゅこうしゃ かた ほんとう じゅこう はなし あと き
受講者の方からは、本当に受講してよかったという話は後で聞いていた
が、そこを受講する前の市民への周知が大変難しかったです。そこで、札幌市
と札幌市身体障害者福祉協会のご協力をもらって、何とか定員になり、講座
を開くことができました。

これは、やはり先ほども何回も出ていましたが、周知は、本当に私たちが
するというのは難しいので、広報に出してもらえたら、もうちょっとよかつ
たかなとすごく思いました。でも、受講した方々には、本当に盲ろう者のこと
を体験してもらいましたので、受講してよかった、盲ろう者の気持ちが少しわ
かったと、いろいろないい言葉をいただきました。今後も、これを続けていけ
たら、少しでも市民の方に広まってもらえたらなと思っています。

かんたん いじょう
簡単ですが、以上です。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

とがしいいん
富樫委員、ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

やま だ いいん ねが
山田委員、お願いします。

やま だ いいん にほんえーえるえすきょうかいほっかいどう し ぶ うんえいいいん やまだようへい
○山田委員 日本ALS協会北海道支部運営委員の山田洋平です。

いちえーえるえすかんじゃ ことば
一ALS患者からの言葉です。

コミュニケーション条例のおかげで、まず、指伝話アプリの購入が補助されたことと、病院に入院中、家族のかわりにヘルパーが入り、食事の介護ほか、睡眠時の介護を認めてくれました。最初に交渉したときには、病院としてのプライドもありなのか、即答をもらえなかったのですが、条例のことを伝えることでスムーズに認めていただきました。感謝しております。

また、引き続きお願いいたします。

○松川会長 山田委員、ありがとうございました。

何か要望のようなことはありませんか。

○山田委員 まだ受け入れていただけない病院もあるので、周知活動をよろしくお願いいたします。

○松川会長 松川です。

山田委員、ありがとうございました。

病院への周知ということをもっと進めていただきたいということかと思えます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

一応予定している時間はちょっと過ぎているのですが、せっかくの機会ですので、発言されていない方は、ぜひお願いできればと思います。

菊地委員、お願いいたします。

○菊地委員 先ほどから皆様のご意見を拝聴してきましたのですが、同じようなことというのは僕らも実際に思っています。

いろいろな、今回手話言語という条例が定められたということは本当に喜ばしいことなのですが、これから市の方への注文というか、意見なのですが、こういうものが一つずつ重ねられてくると、僕らも一つの、先ほどから話が出ていました広報の問題なのですが、昨年、非常にいろいろな形で、今まで便利な方法として活用させてもらっていたところ、今度内容が変わると、先ほど皆さんがおっしゃったように、いろいろな使い勝手が悪くなって制限されてきたという、こういうことになってきたのですよね。

だから、いろいろな条例だとかそういうものが、役所では本会議で決めま

したよということはどんどん伝わってくるのですけれども、今度、それを実りあるものにしようと思って、私たちはいろいろな広報、どこにどういう仲間がいるかわからないので、一番、札幌市として広げている市の広報とか、こういうものを使ってきたのですけれども、どんどんそういうものが変えられていくという。では、せつかくいろいろなことを皆さんで制度としてつくられても、また、そういう使い勝手がよくなるような制度に変わってきても、それを知らしめることが今度はなかなか難しくなってきました。

確かに、今はいろいろなインターネットだの、いろいろな形でという形ですけれども、では、それが全て隅々に届いているかということになると、なかなかそこまでもいかないし、そこにいろいろな障害があるということ、現実として市のサイドで把握していただきたいと思えます。

本当に、昨年広報の内容が変更されたことで僕らは非常に困ったのです。今、皆さん、みんな同じことを思っているということは、きょうここに来て感じたことですので、これからも、市役所に対しては、これまでどおり、さらに使いやすくなるように要望していきたいと思えます。

○松川会長 松川です。

菊地委員、ありがとうございました。

では、副会長からお願いします。

○花田副会長 中途失聴・難聴者の花田です。

今年度、初めて手話講習会をやったのですけれども、内容は、対象とする方は、今回は身体障害者手帳を交付されている方のみでやっていたのですが、受講生の方からアンケートをとったりして、いろいろ意見があって、結局、本人が手話を覚えても、家族に覚えてもらわないとコミュニケーションがとれないという声もありましたので、来年度は、障がい者の方の家族も含めて、また、そのほかに補聴器を装用しても手帳を交付されない方にも幅を広げてやっていただきたいということを札幌市に要望を出したのです。これがどの程度効果があるかわかりませんが、たくさんいるということがわかったので、今後実施していきたいと思っています。

まつかわかいちょう はな だ ふくかいちょう
○松川会長 花田副会長、ありがとうございました。

ひじょう ようぼう ていあん だ おも ひじょう きちよう し
非常にたくさんの要望とか提案が出されたと思います。非常に貴重な指
てき おも
摘もあつたかと思ひます。

ほかに、もう最後にしたいと思ひますけれども、ぜひという方がいれば、い
かがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

まつかわかいちょう いちおう よてい ぎだい いじよう
○松川会長 それでは、一応、きょう予定している議題は以上ということに
なります。

ぜんたい とお なに
全体を通して、何かございませうでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

7. その他

まつかわかいちょう じむきよく じ む れんらく ねが おも
○松川会長 それでは、事務局から事務連絡をお願いできればと思ひますの
で、よろしくお願ひします。

じむきよく まつうらしよう ふくしかちよう さっぽろし まつうら
○事務局（松浦障がい福祉課長） 札幌市の松浦でございませう。

ほんじつ ひじょう いけん かつぱつ ぎろん
本日は、非常にたくさんのご意見をいただきまして、そして、活発な議論
をいただきまして、ありがとうございました。いただきましたことを持ち帰りま
して、これからの市の取組に活かしていければなと思ひてお願ひします。

さて、次回の会議でございませうけれども、平成30年度はこれで終わりました
て、平成31年度に開催させていただくことにならませうが、具体的な日程につ
きましては、近くなりませうたら、また改めましてご相談の上、決めていき
たいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。その際は、ぜひ皆様にご参
か おも ねが さい みなさま さん
加いただき、同じようにいろいろなご意見を賜りたいと思ひてお願ひします。

じきてき しんねんど
時期的には新年度すぐということにはなかなかありませんけれども、また年度
こうはん ころ あ み はか あらた かいさい おも
後半、頃合ひを見計らって改めて開催したいと思ひますので、どうぞよろし
くお願ひします。

ほんじつ
本日は、ありがとうございました。

まつかわかいちょう まつかわ
○松川会長 松川です。

ありがとうございました。

きょうは、本当に共通した意見というか、要望もあったかと思しますので、
来年度開催するときには、また少し状況が変わっていることを大いに期待し
ておきたいと思ひます。

8. 閉会

○松川会長 それでは、以上をもって、障がい者コミュニケーション促進委
員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上